

「成年後見制度って何？」

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

司法書士 松 井 秀 樹

・はじめに

<一つの事例から>

平成14年早春の麗らかなある日、東京都の下町、大田区大森にある私の事務所に、杖をついた高齢の女性が、約束もないままに訪ねて来ました。彼女は開口一番、私に言いました。

「松井さん わたしの後見人になってくれませんか？」

本日の公開講座は、高齢者・障害者の権利擁護制度と言われている成年後見制度のなかで、「ころばぬ先の杖」とも呼ばれることのある「任意後見制度」を中心にした話です。

1 成年後見制度とは、

成人した^{おとな}大人を、一定の場合に、後見する制度です。

(ちなみに、未成年者を後見する制度には、「未成年後見制度」があります。)

2 一定の場合とは？

成人すれば、自分のことは自分で判断し、その責任も自分で負わなければなりません。

しかし、認知症や知的障害、精神障害の方など、すべてを自分の判断で行うことが、できない人たちもいます。

つまり、成年後見制度は、病気や事故などによって、判断能力の低下した方を対象にしています。

そういった方々の判断能力を、後見人が補い、様々な支援をしていく制度が、「成年後見制度」なのです。

※この成年後見制度は、禁治産・準禁治産制度を大幅に改正して、2000年4月1日から始まりました。

※成年後見制度は介護保険制度と同じ日にスタートしました。

3 成年後見制度は、大きく二つに、分かれます！

① 法定後見制度

きわめて簡単に云うと、**家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度**です。

※ご本人の判断能力が、既に病気や事故などによって、低下や喪失してしまっており、四親等内の親族などが**家庭裁判所へ所定の申立てを**することで、成年後見人等が選任されます。

② 任意後見制度

きわめて簡単に云うと、**ご自分で後見人と支援してもらう内容を、決めておく制度**です。

※ ご自分の判断力がしっかりしているうちに、信頼できる方を後見人予定者として、「**任意後見契約**」を結ぶこととなります。そして、将来、病気や事故によって、判断能力の低下や喪失が起こった際、一定の手続きを経て、この契約が発効します。

※ 成年後見制度の基本理念には、「**自己決定権の尊重**」という考え方があります。この理念をもっとも体現しているのが、任意後見制度です。

4 では、後見人の主な仕事とは、何でしょうか？

①ご本人に代わって、財産の管理をすること。

例 生活費・入院費などの支払い、預貯金通帳・不動産
権利証の管理、年金・障害手当金などの受領 など

②ご本人の身上に配慮して、様々な事務を行うこと

例 入院手続き・施設入所手続き・介護サービスを受け
るための手続き 見守り（定期的な面談）など

③ご本人のために「代弁」すること

例 施設に入っているが、契約通りに、施設が介護をし
ないような場合、後見人が施設側にちゃんと介護する
ように申し入れること など

**④特に法定後見制度の場合には、ご本人がした不利益な契約
を、後見人が取り消すことも可能です。**

※任意後見人には、ご本人のした契約の取消権はありません。

☆つまり、後見人にはご本人の「**最善の利益**」を追求する役
目があるのです！

★では、ご本人の「最善の利益」とは、何？

5 任意後見制度について、もう少し詳しく説明します！

将来自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上に関わることを、自分の信頼する人に、希望どおりに行ってもらえるように、あらかじめ契約しておくことができる制度です。

契約にあたっては、公証人に「**公正証書**」を作成してもらうことなどがが必要です。

任意後見契約は、ご本人の判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を求め、任意後見監督人が選任されたときに発効します。

<任意後見制度の概要を、時系列で示すと、次のとおりです>



- ①ご本人と任意後見人予定者が、公正証書で契約する(任意後見契約)。
- ②公証人から、東京法務局へ、後見登記が申請される。
- ③ご本人の判断能力が不十分になった時、家庭裁判所へ任意後見監督人選任を申立て、それが選任されることによって、任意後見がスタートします。
- ④万が一、任意後見人に不正があった場合には、任意後見監督人の報告を受け、家庭裁判所が任意後見人を解任することもできます。

6 「任意後見制度」は、どのような方に薦められる制度なの？

- ① 一人暮らしでしかも身寄りがいないので、判断能力が落ちた後のことが心配。
- ② 自分を後見してくれる人は、自分自身で選びたい。
- ③ 判断能力が落ちた後も、自分で決めたライフスタイルを続けた
い。
- ④ 終末医療について、なるべく自分の希望どおりにしてもらいた
い。
- ⑤ 葬儀や埋葬等について、自分の希望を叶えたい。

7 法定後見制度と任意後見制度のどちらを利用するか

①まだ判断能力はしっかりしているが、一人ぐらしのため将来が不安。

→任意後見制度

②認知症がかなり進んでしまい、一人で財産の管理ができない。

→法定後見制度

③ご本人の認知症が進んでしまい、自宅で生活するのが無理になった。

良い施設を捜して入りたい。また、施設に入るには現金が足りない

ので不動産も売却する必要がある。

→法定後見制度

④軽度の知的障害者の息子がいる。親亡き後のことが心配だ。

→法定後見制度

⑤自分の親の認知症がかなり進んでしまい、悪徳商法にだまされてし

まった。

→法定後見制度

⑥自分が将来、病気や事故によって判断能力を失うことがあっても、

できる限り、自分の「ライフプラン」にあった生活を送りたい。

→任意後見制度

※次のページに「ライフプラン」の一例を紹介します。

ライフプラン

- 1 流動資産はなるべく安全な、リスクの少ない方法で管理してください。
ペイオフ対策については後見人の判断に委ねます。

- 2 できるかぎり子供たちの世話にならずに、できる限り自宅で生活していきたいと思います。しかし、病気などで、ひとりでの生活を維持できなくなったときには、有料老人ホームへの入居を考えなければならないでしょう。自宅で24時間介護をたのむとなると介護費用だけで月60万円ほどもかかると聞きます。そうなったら、施設に入らざるを得ません。施設でも煩わしい人間関係はあるでしょうが、動けなくなればそれも気にならないと思います。施設での介護が必要と、任意後見人と監督人の双方が判断するときは、入所の手続きをとってください。

- 3 施設はできれば私の自宅の環境に近い、海辺の施設を希望します。これは贅沢な望みでしょうが、毎日日の出か日の入りを眺めることができるならば最高です。

- 4 不治の病と診断されたら、延命措置はとらないでください。日本尊厳死協会に入会しています。詳細は次のとおりです。会費は現在1年分支払いましたが、未払いが3年つづくとも会員資格を喪失しますので、留意してください。会員証は常時持ち歩いており、連絡先は・・・になっています。

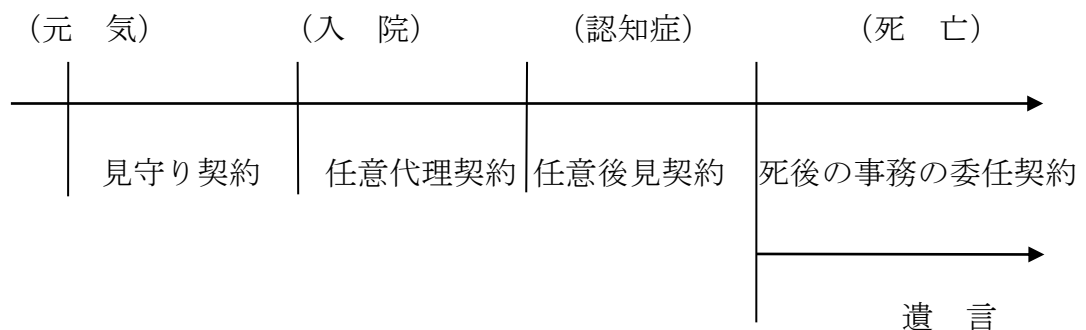
.....
- 5 かかりつけ医は次のとおり
.....
- 6 緊急の場合の希望入院先
.....
- 7 葬儀は家族と友人リストに記載した方だけで質素に行ってください。菩提寺は・・・です。

8 任意後見契約の運用上の3類型について

- ① 将来型 → 任意後見契約のみ単独で締結するもの。
- ② 即効型 → 任意後見契約締結後、速やかに任意後見監督人を選任することを目的とするもの。
- ③ 移行型 → 任意後見契約と任意代理契約とセットで締結するもの。
※ しかし、「将来型」「移行型」「即効型」にはそれぞれ問題ありとされる。
それは何か？

9 任意後見制度の活用方法

- (1) ライフプランの活用
- (2) 任意代理契約との併用
- (3) 見守り契約との併用
- (4) 死後の事務の委任契約との併用
- (5) 遺言との併用
- (6) 典型的事例



10 任意後見制度を利用した場合、費用はどれぐらいかかるの？

- ・ 契約を結ぶ際にかかる費用—公証人に支払う費用約3万円前後。但し、遺言や任意代理契約もセットである場合は、費用は加算されます。また、司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門家と契約したり、手続きを依頼する場合には、その費用がかかります。

- ・ 任意後見契約が発効した場合—ご本人と合意した任意後見人の報酬。
(ちなみに法定後見制度の場合の費用は)

- ・ 申立の際かかる費用—裁判所へ精神鑑定費用として予納金を収める場合がある。
申立時にかかる収入印紙などの実費数千円程度。申立書の作成を司法書士などに依頼した場合の費用。
- ・ 後見人の報酬—家庭裁判所の裁判官が、後見人の報酬額を決定します。これはご本人の財産から支払われることとなります。

11 では、どのような方に、任意後見人になってもらうべきでしょうか？

後見人になるための資格制限はありません。

ご自分の信頼する方になってもらうのが一番です。

しかし、近くに信頼できる方がいなかった場合には、

私たちにご相談ください。

最後に、

後見人とは、判断能力の低下した方が直面する様々な問題に、解決の「道筋」をつけて行く人です。ですから、後見人が実際の介護労働を行うのではなく、その方に介護が必要ならば、介護してもらうための道筋をつけるということです。そして、必要な際には、その方の「代弁者」になる時もあります。それは、その方の財産や、自由や、尊厳が、侵害されようとした時です。

私たちは今後も、成年後見制度の普及に努力して行きます。